

豊川市無形民俗文化財伝承支援事業補助金(令和6年度)

この補助金は、豊川市内に伝わる無形民俗文化財の伝承支援を図るため、保存団体等が行う衣装・道具類(消耗品の類は除く)の修理・新調に対して、必要経費の一部を補助する制度です。制度の概要は以下のとおりです。

1、補助対象事業

豊川市内の国・県・市指定無形民俗文化財で使用する衣装・道具類の修理・新調。

(衣装) 無形民俗文化財の特色を体現しているもので、他の行事等で使用しないもの。

(道具類) 無形民俗文化財を行う上で不可欠なもので、他の行事等で使用しないもの。

2、補助対象事業者

無形民俗文化財の保存団体

(町内会・氏子組織等が実質の保存団体と認められる場合は、町内会・氏子組織等を補助事業者とすることもできます)

3、補助金額

補助対象経費の2分の1以内で上限50万円。

(10万円以上の衣装・道具類の新調、30万円以上の衣装・道具類の修理は、複数の見積りにより経費を算定して下さい)

4、補助条件

補助事業として衣装・道具類の修理・新調を行うのは、当該物品等が使用に耐えられないと認められる場合とし、これまでに使用していない物品の新調は補助対象になりません。また、衣装・道具類の修理・新調にあたっては過去から継承されてきた仕様を尊重するものとし、僧侶・神官等が使用する衣装・道具類は補助対象になりません。

5、募集締切り

令和5年(2023年)9月8日(金)

(補助金要望書を締切りまでに生涯学習課へご提出下さい。事業スケジュールは別紙のとおり。)

6、補助金申請

補助金申請は、連続する5年度で1回を限度とします。保存団体が複数の団体により構成される場合は、各個別団体を一つの保存団体とみなすこともできます。

問合せ先

〒441-0292 豊川市赤坂町松本 250 番地

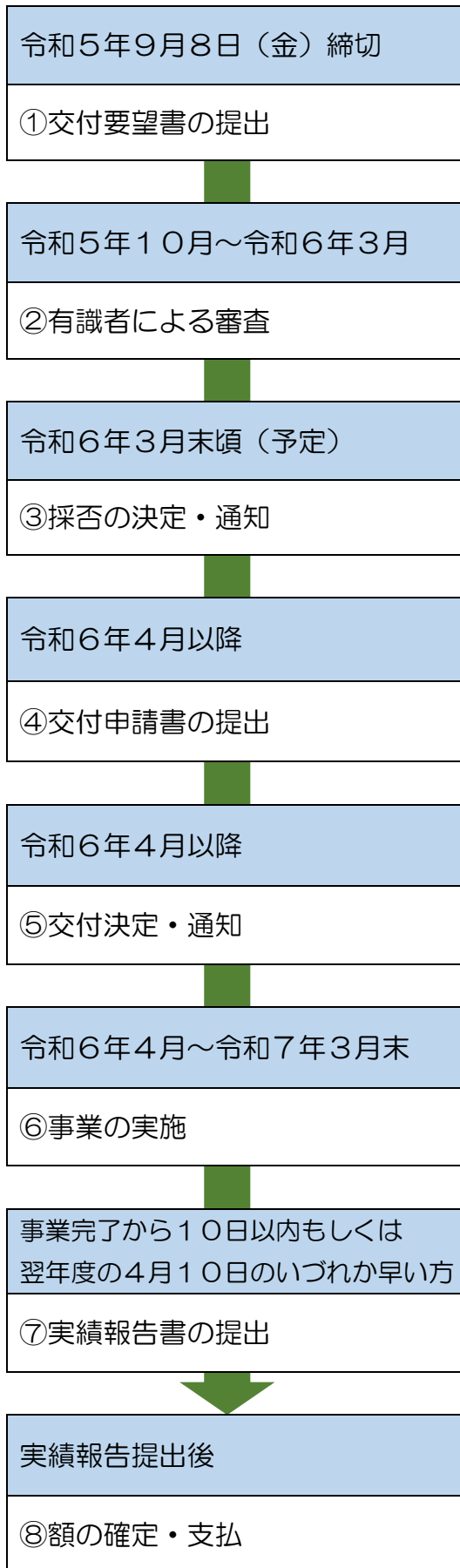
豊川市教育委員会生涯学習課文化財係

電話 0533-88-8035 FAX0533-88-8038

E-mail : gakushu@city.toyokawa.lg.jp



補助金交付の流れ



補助希望の際は、事前に生涯学習課(0533-88-8035)までお問合せください。
内容を確認のうえ、交付要望書の様式をお渡しします。

交付要望書に添付するもの

- ・見積書
- ・修理・新調用具の写真

交付申請時は、見積書・写真は不要です。

実績報告書に添付するもの

- ・修理・新調前後の比較写真
- ・振込先の通帳の写し
- ・請求書・領収書の写し